**平成30年度第２回大阪府環境審議会温暖化対策部会　議事概要**

**１．日　時：平成31年1月26日（土）　10時00分 ～ 11時40分**

**２．場　所：大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）41階　共用会議室⑥**

**３．議　題：**

**（１）建築物の環境配慮の実施状況と国の動向について**

**【資料1-1、1-2、1-3】**

**（２）平成３１年度の顕彰制度について**

**【資料2-1-1、2-1-2、2-1-3、2-1-4、2-2】**

**（３）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について**

**【資料3-1、3-2、3-3、参考資料1】**

**（４）その他**

**４．委員からの意見要旨**

**（１）建築物の環境配慮の実施状況と国の動向について**

【委員】

〇2018年の非住宅の省エネ基準適合が58％しかないのはなぜか。

【事務局】

設備は更新できるが、外皮は改修が困難なので、建築時に適合させることが重要である。このため、建築物省エネ法で国は外皮基準による適合義務を設けていないが、大阪府の条例では義務化している。条例の義務化は適合していなくても、建てられないわけではないので、適合率が下がっている状況が起こっている。

2018年度は、物販店の用途について不適合となっている。理由としては、省エネ基準を知らないということが大半であった。

【委員】

〇適合状況が公表されているが、罰則がなく、効いていないのではないか。

〇もう少し社会的に受ける恥ずかしさみたいなものをもっと強める方策がないか議論したほうがいいのではないか。

【事務局】

少し早い設計段階で、条例による省エネ基準に気づくよう周知を行っていく。

【委員】

〇今後様々な方法で周知し、一年後に知らないということはないと言えるぐらいにするのが良いのではないか。

【事務局】

周知については、設計事務所の団体の方を通じて方法を模索していきたいと考える。

公表は建築主だけなので、条例だからと言って、ないがしろにしているような設計者についても検討していきたい。

【委員】

〇物販店ということなので、大店法の審議会を活用し、コメントを入れて返してもらうなど、すぐにはできないが、他部局にも協力してもらい周知していく方法もある。

〇建築物の性能表示の現場表示について、浸透率が低いと思われる。業界を通して周知を進めていくべきである。

【委員】

〇住宅の外皮適合について、床面積の合計が2,000m2以上で30％、300m2以上2,000m2未満で72％、10,000m2以上で92％であるが、一部では外皮基準を守れていない。大阪府では、少し国に先駆けて住宅まで目を向けて進めていただきたいと考える。

**（２）平成３１年度の顕彰制度について**

**①建築物にかかる猛暑対策貢献者の表彰とＨＰ公表**

【委員】

〇一律に表彰するので良いのか。もっと意欲的に頑張ったところを評価するというのはないのか。

【事務局】

一定のヒートアイランド対策に貢献していると考えられるものを対象としている。同じレベルのものが並ぶと、トップ賞など言いにくい状態である。

【委員】

〇さらに引き上げを誘導するような方策もあり得ると思うので、将来的に考えてみてはどうか。

**②評価制度の導入に伴う平成31年度からの新たな顕彰制度について**

【委員】

〇産業系が31年、32年ともAAAを取れそうなところがない。どちらかというと排出量が多い産業系が業態としてAAAを取りにくいのであれば工夫が要るのではないか。

【事務局】

現状は産業系も業務系も同じ評価方法で制度をスタートしたところである。具体的な分布状況をこれから蓄積していき、制度を運用する中で見直していくことも必要と考えている。

【委員】

〇おおさかストップ温暖化賞も応募が減っている中で、新たに賞を設ける目的は。

【事務局】

新たな賞については、条例の評価制度において特に頑張っておられる事業者等を顕彰し、その取組みを広く周知することで、他の事業者の取組みを促すことを目的としている。

評価制度による顕彰は一定規模以上の特定事業者のみが対象になるが、従来のものについては公募型で、特定事業者に該当しない規模の小さな事業者の取組みも広く取り組みやすい効果のあるものについて顕彰・周知することで、他の事業者の取組を促していくため、引き続き実施していく。

**（３）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【非公開】**

■選考方法

温室効果ガス排出の削減量や実施した対策などの取組内容を評価し、他の事業者又は事業所（以下「事業者等」という）の模範となるものを選考。

①温室効果ガスの排出削減を実施していること。

②前年度（過去からの継続的な取組みを含む）の温暖化防止等の対策の内容において、先進性、効率性、有効性の観点から、優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

■選考経過

①平成30年度おおさかストップ温暖化賞に応募があった５事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①先進性 ②効率性 ③有効性の観点からそれぞれ１～５の５段階で各委員が評価）と、削減実績の評価点（温室効果ガスの削減率に基づき５点満点で評価）をあわせた点数をもとに、審査を行った。

②委員による審査の結果、大阪府知事賞に１事業者、優秀賞に４事業者等を選考した。

**（４）その他**

　特になし